



# 学校図書館部会報 61

発行日：2019年7月12日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会

部会長：高橋恵美子

連絡先：〒252-0318

神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel.&Fax.042-743-1449

E-Mail：gakutobukai@jla.or.jp



## INDEX

2019年度定期総会記録	.....2P
学習会報告「図書館における障害を理由とする 差別の解消の推進に関するガイドライン」	.....11P
高校図書館の予算について 神奈川県・東京都・群馬県・千葉県・埼玉県	.....15P
施設設備基準を策定作業を終えて 中村崇（都立昭和高校）	.....20P
部会からのお知らせ	.....22P

## 学校図書館部会 2019 年度定期総会記録 (第 37 期 1 年度)

2019 年 6 月 8 日 (土) 14:00~16:00 に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。(幹事会)

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。

※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁、「○」は意見・討論等です。

※2019 年度事業計画は図書館雑誌 5 月号に掲載されています。2018 年度事業報告は協会の代議員総会で報告された後、図書館雑誌 8 月号に掲載予定です。

### 鈴木隆常務理事挨拶

理事長が所用で出席できないので、理事長に代わってご挨拶申し上げます。

先日から岩波ホールで『ニューヨーク公共図書館エクス・リブリス』という映画が上映されて、好評を博していると聞いている。朝日新聞の「天声人語」5 月 25 日は、この映画について日本語の公と英語のパブリックは、同じ言葉なのに語感が違う、公(おおやけ)とは大きい家・大きい建物という意味、パブリックはラテン語の人々という言葉からきている、という。図書館というと、施設設備に目がいきがちだが、そこにいる人たちが主人公だと、天声人語は言いたいのだろう。後半ではニューヨーク公共図書館は、半分は寄付金で運営されているという。民間からの寄付が図書館を形作っていると言っても過言ではない、だから公立ではなく公共図書館なのだと、天声人語は言っている。

さて、学校図書館部会では、障害を理由とする差別解消ガイドラインにとりくまれるとのこと、公立図書館でもこの点はまだまだ不十分なところがあり、使いやすい施設、高齢者にとっても優しい施設にする必要がある。すべての子どもに使いやすい施設にするために検討していくのは当然のことと思う。

また、最近の話題として、文科省の組織の見直しがあった。総合教育政策局地域学習推進課の中に、図書館・学校図書館振興室が設置され、公立図書館と学校図書館を所掌することになった。また公立図書館の所管について法律が改正され、首長部局の管轄になることもありうることとなった。協会がつくっている基準や自由の宣言などに、対応できているか注目していく必要がある。

本日の総会の議論をお持ち帰り頂き、それぞれの現場で取り組みを進めて頂ければと思う。

### 高橋恵美子部会長挨拶

今年は 2 年に一度の理事・幹事選任の年、今までの業務執行理事 8 名のうち少なくとも 6 名が変わることになる。今後代議員総会で選出される。

図書館雑誌 5 月号は「平成の図書館 ピックアップ」というテーマだった。そこに、2 回の学図法改正と日図協の対応についての文章を書いた。1997 年の法改正の時は、当時の執行部と部会は法改正についての考えは必ずしも一致していたわけではなかったが、それでも、部会の何人かと執行部が文科省に行って話を聞き要望を伝える機会を設けたり、関係の議員へも部会のメンバーと執行部が話をしに行くということがあった。見解も部会独自でも出している。現理事長になって、2014 年改正の動きがあったが、最初の年は部会の意見を出せたが、その後は部会として単独で意見は出せなくなった。法改正直前の議員連盟による関係団体ヒアリングの際は、部会からは出席させても

らえず、正副理事長のみが出席した。今後はもう少し部会の要望や意見が言いやすくなると良いと思っている。

最後に会員数について、協会全体の会員数が減少している。学校図書館部会も、5月10日現在で369と聞いている。個人会員311、施設会員57。合計すると合わないが、そのように報告を受けている。ある時期は400を超えていた。他の部会も減っている。今後の活動を考えると状況は厳しい。正規が減り非正規雇用が増えている。それでも、何とか会員を増やす努力をする必要がある。学校図書館の状況を変えていくための意見をまとめる、要望を出すなど、様々な活動を考えたとき、会員の数は基盤となるので考えていきたい。

## 議長選出

議長に、田子環氏（神奈川）と関根真理氏（東京）を選出し、議事に入った。

## 定足数の確認

幹事会から、出席16委任状97、合計113の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は373であり（6月1日現在）、部会規程により総会の成立に部会員の10分の1以上の出席を要するため、定足数は38となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。

### 1. 2018年度事業報告及び部会からの報告について

高橋部会長（報告要旨）

#### 1. 協会事業報告について

協会事業報告書に基づいて、2018年度の部会活動及び学校図書館に関連する協会の活動を報告する。資料として、協会事業報告から関連する部分の抜粋、代議員総会・理事会・常任理事会の経過概要、協会が出した意見表明の文書等を用意した。

今回提案する事業報告案は、5月24日開催の2019年度第1回理事会で決定された協会全体の事業報告の一部である。この後6月14日開催の代議員総会で報告される予定である。学校図書館部会に関係する部分を抜粋して資料として用意し、報告・提案する。

- ・2018年12月に日本目録規則が大幅改訂されている。
- ・「平成31年度予算における図書館関係地方交付税について(要望)」では、学校図書館については高校へも図書費の財政措置を行うこと、小・中学校の学校司書の配置拡充と高校への措置を要望している。
- ・全国図書館大会では、学校図書館分科会を担当した。「学校司書の役割と活動」のテーマで行い、113名の参加があった。なお、大会では、図書館情報学教育分科会で「新たな司書教諭養成教育ー学校司書モデルカリキュラムを踏まえて」が、障害者サービス午後の分科会では「すべての学校でマルチメディアデジを活用した情報支援を」がテーマとなっている。
- ・部会の第47回夏季研究集会は、「学校図書館の機能を活かすーそのための条件を考える」をテーマとして熊本で開催した。86名にご参加頂いた。お世話になった熊本の方にお礼申し上げる。
- ・「図書館員のおすすめ本」事業には、継続して部会からも協力している。
- ・協会として、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第4次）に関する意見を提出している（2018.4.4）。この内容については昨年の部会総会で報告したところである。

- ・部会報は3回発行した。幹事会は5回開催した。
- ・『問いをつくるスパイラル』が増刷（9刷）されている。
- ・協会全体の管理運営活動として、「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及び株式会社アルスヴィータ事件検証委員会」（以下「検証委員会」）から報告書が提出されたこと、事業計画には、今後はこの報告書の内容をもとに組織改革を行う、と書いてある。

2. 次に、常任理事会（→○印）・理事会（→◎印）・代議員総会（→☆印）の活動経緯について、各会議の議事録等をもとに報告する。

○2018年度第1回常任理事会（4/27）

- ・委員会通則規程の改正の動きがあった。
- ・理事長から、「検証委員会」の設置を準備している旨発言があった。
- ・岩手での学校司書配置の動きについて取材があったこと、北海道で小中高の学校司書配置計画が公表されたことを報告した。

○第2回常任理事会（5/11）

- ・委員会通則規程の改正を議論した。
- ・「検証委員会」設置が提案された。

◎第1回理事会（5/25）

- ・委員会通則規程改正案が提案された。委員長互選がなくなることを問題とする意見があり、「申し合わせ」文書をつくり、互選ができるようにすることになった。
- ・理事長が委員長になるケースが多くなってきていたので、理事長が多数の委員会の委員長になるのはやめた方がよいと発言した。
- ・「検証委員会」設置が提案され、賛成14 反対3で可決された。
- ・NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」に貸出カードが映っていた問題についての報告があった。

☆第1回代議員総会（6/15）

- ・議長の選出をめぐる議論があった。通常は会場に立候補を募り、いなければあらかじめお願いしておいた人を紹介し、となるが、今回は会場から募ることもなく理事長が「前議長と相談し、前議長から1名新しく2名で」と話し始めたので、代議員からまず立候補を求めるべきとの意見が出され、その結果立候補者の中から議長が決まった。
- ・委員会通則規程改正について様々な意見が出た。「代議員総会は理事会に対し委員会の設置を要請することができる」という条文と、「委員長候補者の互選」の条文が削除されたことについて、申し合わせで互選ができるのならなぜ本文から削除するのか、また委員会の設置を要請する条文をなくすのはなぜか、等々。理事長は「理事会にフィードバックする。必要があれば再検討する」とは発言したが、その後検討はされていない。
- ・「検証委員会」委員の人選について、執行部以外の理事から推薦できたのかという質問に、理事長は「理事会で検証委員会規程の審議の際に意見を求めたが、名前が出なかった」と回答、これは誤りであった。議事録末尾に「付記」が付き、理事長の誤りであったとされている。

○第3回常任理事会（6/29）

- ・「検証委員会」の委員を選任。代議員総会での議論もあり、執行部推薦4名。理事推薦1名。なお、この委員は謝金規程の特例扱いで高額報酬となる。

- ・日本図書館協会の設置する図書館の在り方検討会報告書案が説明された。館長について、専門図書館では実務者が館長になる例があるがどうするのかとの意見があり、「代表理事等業務執行理事を充てるのが適当である」との回答があった。
- 第4回常任理事会(7/27)
  - ・「平成31年度予算における図書館関係地方交付税について(要望)」を決定。学校図書館についての内容は先に述べた通り。会議の中では、別件だが文科省の学校図書館に関する調査を従来通り2年に一度は行うよう要望したいと発言、他の理事からも安定的な政府統計とするよう要望するのがよいとの意見が出たが、その後動きはない。
  - ・部会報の発行と、学校図書館施設設備基準第2次素案を報告した。
  - ・委員会通則規程について、代議員総会の議論を受けて、委員長会議で再検討すべきと発言したが受け入れられなかった。
- 第5回常任理事回(8/24)
  - ・夏季研究集会の開催を報告した。
- ◎第2回理事会(9/28)
  - ・「学校図書館年に関する国会決議に係る署名」を協会として承諾。
  - ・委員会通則規程について、代議員総会で理事長が「理事会にフィードバックする」と発言した件について、それについてどうするかと意見があったが、理事長は、必要があれば再審議するという意味であり、理事会にそのような動向はないとの回答だった。
- 第6回常任理事会(10/26)
  - ・活字文化議員連盟の「公共図書館プロジェクト」が発足。協会からは理事長がメンバーに入ることになった。
- 第7回常任理事会(11/30)
  - ・部会報の発行を報告した。
  - ・活字文化議員連盟「公共図書館プロジェクト」から公立図書館にパンフレットが配布されていることが報告された。
- ◎第3回理事会(12/21)
  - ・委員会通則規程改定に伴い、12/13に各委員会委員長に各委員会の委員会規程の改正案を送り、12/18までに意見を求めたこと、12/18までに意見がなければ執行部案が了承されたとみなして提案された。わずか5日で各委員会で協議・回答することは不可能との意見や、なぜこのような無理な日程になったのかとの質問が出た。
  - ・「日本図書館協会図書館設置規程」案が提案された。館長について「理事長を充てる」となっているが、在り方検討会報告書でも「館長は本法人の代表理事等業務執行理事のうち図書館の実務経験や知識を持つ者を充てるのが適切」とあることから、規程上も同一にすべきと発言したが反映されなかった。
- 第8回常任理事会(1/25)
  - ・2019年度事業計画案を検討。「基本方針」の中に三項目があり、①全国図書館大会 ②認定司書 ③各種研究集会とあり、例年と②と③が逆になっている。協会全体に関わる「各種研究集会」の方が先ではないかと発言したが、理事長からは、他の団体でも専門性を認定する事業は重要な位置づけになっているからとのことだった。
- 第9回常任理事会(2/15)

- ・2019年度事業計画を検討する中で、「学校図書館の整備・充実」の項について、図書館情報学教育部会から「第4次子供の読書活動推進計画」を受けた基本計画は都道府県だけでなく市町村も作成するので市町村を入れる、また司書教諭の記述がないので司書教諭を入れてほしいとの意見があった。前段については「全国各地、特に都道府県の基本計画」とする、司書教諭を入れた表現とすることになった。
- ・このときも、三つの「基本方針」の記述順番が、②認定司書 ③各種研究集会となっていることについて、逆ではないかとの意見があった。
- ・「検証委員会報告書」について、1月末に報告書が提出され出席理事に配布された。理事・監事へのみの配布なので、3/1の理事会で正式に報告するまでは他には見せないなどの扱いが求められた。議事録の公開を求める意見があり、このときは、いずれ会員専用ページに掲載したいと理事長が回答（後に非公開に変わる）。

#### ◎第4回理事会(3/1)

- ・事業計画について、三つの「基本方針」の記述順番が、②認定司書 ③各種研究集会となっていることについて、逆ではないかとの意見があった。理事長からは、資格付与は重要なので先にしたと回答があった。
- ・日本図書館協会図書館運営委員会規程案が提案された。運営委員会委員は館種別に出すということだが、「在り方検討会」でも館種別に出した結果出席状況が悪かったこともあり、その是非を問う意見を述べた。
- ・理事会招集通知の議題には、「第5号議案 株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証報告書に基づく今後の対応」であったのに、当日突然、議案の内容が「公益社団法人日本図書館協会コンプライアンス再建検討委員会規程について」に変わっており、同委員会の設置が提案された。5名の委員は理事を充てるとのこと。検証報告書の内容を外に出してはいけない、議事録も見られないという状況で、設置期間6月30日までの委員会を提案されても判断できない、反対であると意見を言ったが、賛成多数で議決された。
- ・「検証報告書」では、外部理事を増やすことが必要と強調されていて、現在も3名いる（理事長、海老根専務理事、宮本理事）と書いてあることについて、理事長と宮本理事は図書館の経験があるので外部といえるのかと質問した。理事長は2009年に理事になるときに会員になったと答弁。（しかし前回理事選挙の時の理事長の経歴では「大学図書館に在職中、大学図書館部会の活動に従事」とあり、この答弁と矛盾する。）宮本理事については、図書館所属経験もあるが、公益財団の専務理事であり法人経験者として非会員の扱いと答弁があった。
- ・報告書の内容について、当時の松岡事務局長と常世田事務局次長が名指しで批判されている点について、検証委員会は本人に聞き取りをしているのかと質問があった。聞き取りはしていないとの回答だった。
- ・検証委員会議事録の公開を求める意見があった。理事長は、個人情報が含まれているので公開は難しい、前回の常任理事会での発言は訂正する、開示規定の整備やどの範囲までどのように公開するかは検討中、理事に限っては守秘義務を課した上で協会内での閲覧を認めたいと回答。
- ・理事監事選任について、議題は日程のみ「報告」された。具体的な選挙の方法（「基本方針及び選任方法」）は誰が何を根拠に代議員総会に提案するのかという質問があり、理事長は、社員の代表である理事長が原案を提案すると回答。
- ・日時のみの「報告」だったことについて、定款上、日程・議題や、それに関連して提案する選挙

方法についても、理事会での「議決」が必要という指摘があったが、理事長はその必要を認めなかった。

- このとき、代議員の一部が代議員総会議長を通して、「基本方針及び選任方法」の案を送ってきたことが紹介され、その代議員案文書が配布された、と議事録には記載されている。(その後代議員に、代議員総会開催直前に、代議員提案の「基本方針及び選任方法」がメールで配布されたが、その文書に「(代議員有志提案ではなく)議長からの提案」「(提案は)議長の職務ではない」などと記しており議事録と矛盾している。)

#### ☆第2回代議員総会(3/15)

- 非正規雇用の増大について問題とする議論あり。
- 学校図書館についても発言あり。文科省の学校図書館における調査について、学校司書「常勤職員」には常勤的な非常勤職員も含まれることを発言。(議事録には載っていない)
- 理事監事選任方法について。理事会の議決を経ていない理事長提案は法人法違反という意見があった。議題さえ議決されていない、提案内容も諮られていない。顧問弁護士からも理事長の提案権については「根拠がない」とする発言があったが、採決の結果多数決で理事長案を原案として審議することとなった。
- 理事長案をもとに議論され、いくつか修正の上決定された。
- (現執行部になってから、理事会や代議員総会で発言者名が掲載されていなかった。掲載を求めてきたが、今回の代議員総会議事録からは発言代議員の氏名が記載されている。)

#### ◎第1回(臨時)臨時理事会(4/10)

- 臨時理事会開催の理由として、以下のような説明があった。3/15の代議員総会で理事監事の選任について議決したことについて、代議員総会の議題を理事会で議決していなかったこと、理事長が提案する内容(基本方針及び選任方法)も議決していないこと等が法的に問題があるという指摘があり、専門家に相談したところ、手続きにミスはあったが違法にはならないという解釈を得た。この解釈は裁判でも戦えるとは思いますが、手続き上の問題を問われて訴訟や選挙無効となるリスクはあり、そのようなリスクをなくすために理事会と代議員総会をやり直すということであった。
- 代議員総会の日時・議題・提案する選任方法を議決。前回代議員総会で修正議決された項目の中に、一般理事は「各地区ごとに1名」とあるが、後段で「得票の多い順に5名」とあり、整合しないとの意見があり、後段の該当箇所を「要件①を考慮し、各地区ごとに」を挿入する修正をして提案することとなった。(日程等の修正はともかく、文言に関しては3/15代議員総会で決まったことを修正するべきでないとの意見もあり、文言修正を理事会として決めたかどうかについては、高橋個人は納得していない。)
- この理事会で突然、「公益社団法人日本図書館協会情報開示基本方針」が提案された。検証委員会の議事録を開示するために急ぎ提案するとのことだった。検証委員会議事録だけでなく、今後協会の運営文書全般の開示請求が対象となる。全部複写を一切認めない、協会での閲覧のみ、閲覧した内容に守秘義務を課されるなど重大な問題があり、「図書館の自由に関する宣言」を掲げる団体としての開示基本方針にふさわしいか疑問がある内容だったので、今回は議決せず次回まで検討するよう求めたが、多数決により議決された。

#### ○第1回常任理事会(4/19)

- コンプライアンス再建検討委員会委員を決定。業務執行理事4名と理事1名。

- ・日図協図書館運営委員会の委員を決定。館種ごとに運営委員を出すということだったが、学校図書館部会には話がなく、堀川照代氏を学校図書館として委嘱したと報告された。
- ・部会報の発行と夏季研究集会の要項を報告した。

#### ☆第1回臨時代議員総会(4/26)

- ・前回代議員総会で、本来発言権がない理事が発言（主に理事会議決なしの提案の問題を指摘する発言）していたことについて、栃木の代議員から、本来は議長が発言を制止すべきだと、議長を批判する発言があった。
- ・臨時理事会と同様の開催理由の説明があり、理事監事選任方法を改めて議決した。「各地区1名」とすることについては議論があり、「各地区1名が望ましい」等の対案が提案された。出席者の中では賛成17反対14で対案が多数であったが、今回は理事会原案が事前に送付され書面議決を受け付けており、書面議決45は当日出された対案を考慮せずに賛否を問われているので原案に賛成しており、これが対案には反対とみなされたので、結果としては原案多数となった。

#### ○第2回常任理事会(5/10)

- ・前回、検証委員会に要した費用を質問していたが、今回回答があった。謝金69万円、交通費25万7千円、合計94万7千円とのことだった。

#### 討議

○この間協会の運営には疑問と思うことが多々あったが、年間を通しての詳細な説明で経過が理解できた。

以上の意見の他に、特に異議なく、2018年度事業報告は拍手で了承された。

## 2. 2018年度会計報告

幹事会から、下記の通り、2018年度部会会計決算報告案が提案された。また、監査から、会計監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。特に異議なく、会計報告案は承認された。

#### 2018年度部会会計決算報告案

《収入》	《支出》
部会活動費 530,000円	夏季研究集会 433,870円(謝金、報告集印刷費等)
研究集会 253,000円	旅費交通費 156,000円(幹事会交通費等)
雑収入 29,880円(報告集売上)	通信運搬費 186,919円(郵送料、宅配料等)
合計 812,880円	消耗品費 732円(文房具類等)
	印刷製本費 15,794円(部会報印刷等)
	会場借料 3,600円(幹事会会場費)
	雑費 400円
	合計 797,315円

収入－支出＝残額15,565円は協会に返納

## 3. 2019年度事業計画について

高橋部会長（報告要旨）

2018年度事業計画について、3月1日開催の理事会で決定され、3月15日開催の代議員総会で報告された協会事業計画（図書館雑誌5月号に全文掲載）をもとに、学校図書館に関係する部分を中心に抜粋して資料を用意し、この資料をもとに報告する。事業計画は理事会で決定済みの事項ではあるが、今後の部会の活動について皆さんで協議をお願いしたい。

- ・今年度の全国図書館大会は三重で開催される。以後、7年間は、和歌山、山梨、群馬、岩手、長崎と各地での開催が続く。当部会としては分科会運営からは離れることになる。とはいえ、部会長挨拶については、できる限り出かけて行って挨拶できるようにしていきたい。三重県大会の運営関係者にも話をした。
- ・協会会館建設のための長期借入金は2019年度が最後の高額支払でありそれ以降はほぼ半減する。
- ・「Ⅰ-3. 政策提言など図書館振興のための活動」の項で、「学校図書館の整備・充実」の項がある。
- ・「Ⅱ-1-(3) 部会等による研究集会・シンポジウム」の項で、学校図書館部会は夏季研究集会の開催を挙げている。
- ・「Ⅱ-2 調査研究・検討会・資料刊行」の項で、学校図書館部会としては、部会報発行、「学校図書館施設設備基準」「障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン（学校図書館版）」作成、ブックレット『図書館資料としてのマンガ』刊行、文部科学省等の学校図書館施策に関する検討、を挙げている。
- ・協会事業計画書には具体的な取り組みの記述まではしていないが、具体的にやった方がよいと考えていることが二つある。一つは、学校図書館の現状に関する調査に関してである。文科省調査は2016年が最後。はやく行ってほしい。2014年、学図法改正時の参議院附帯決議に、「四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。」とあるが、資格の保有状況の調査は限られた調査しかない。現状に関する調査と資格の状況の調査、これらは文科省に要望していきたい。第二に、学校司書モデルカリキュラムについてである。大学で開講した科目の履修証明書による形ではなく、文科省の省令の基づく資格にすべき、と要請すること。新執行部の状況を見ながら要請していきたい。

以上の説明の後、特に異議なく了承された。

#### 4. 2019年度部会予算案

幹事会から、下記の通り2019年度部会予算案が提案された。特に異議なく原案通り決定した。

##### 2019年度部会会計予算案

《収入》		《支出》	
部会活動費	530,000円	夏季研究集会	410,000円(謝金、報告集印刷費等)
夏季研究集会	250,000円	旅費交通費	150,000円(幹事会交通費等)
その他	20,000円(報告集売上等)	通信運搬費	180,000円(郵送料、宅配料等)
合計	800,000円	消耗品費	15,000円(文房具類等)
		印刷製本費	25,000円(部会報印刷等)
		会場借料	10,000円(幹事会会場費)
		雑費	10,000円
		合計	800,000円

※収入科目に記載はないが、研究集会その他で必要が生じた場合、幹事会の議決により指定寄附の一部又は全部を収入とし、部会活動の費用に支出する。

## 5. 第37期部会役員提起改選の結果について（報告）

幹事会から、第37期（2019～2020年度）部会役員が以下の通り選出されたことが、幹事会から報告された。（なお、この報告は、3月20日発行の部会報60号にも既に掲載されている）

部長：高橋恵美子（神奈川） 副部長：中村崇（東京）

幹事：石黒順子（埼玉）、大浦和子（東京）、大口和枝（東京）、太田克子（群馬）、笠川昭治（神奈川）、佐藤千春（東京）、仲明彦（京都）、長谷川優子（埼玉）、甫仮久美子（神奈川）、堀岡秀清（東京）、松本美智子（神奈川）、山本敬子（兵庫）

監事：中村登世子（神奈川）

## 6. 学校図書館施設設備基準について

幹事会から、学校図書館施設設備基準案が提案された。この基準案は、2011年3月の東日本大震災に関して、当時の協会事務局長から、文科省に必要な財政措置を要請するための準備資料として、学校図書館の再建に要する費用を試算してほしいと依頼され、これに応じて費用の試算を検討したことが研究の発端である。費用の試算をするための基礎条件である館の面積や蔵書数、その他必要な設備等を検討する中で、震災復興のための再建はもちろん、各地での校舎改築などにも使えるような基準を持つことの必要性が議論され、2012年10月21日の幹事会で、部会の研究として検討することとした。その後2012年6月に部会報41号に試案を同封して各部会員からの意見を求めた。その後学校図書館法改正の動きがあり、そちらへの対応を優先した結果しばらく検討が遅延したものの、2018年6月2日部会員に呼びかけて「学校図書館施設設備基準の検討会」を開催し、幹事会から第1次素案を提起しこれを検討した。同年7月発行の部会報58号には、検討会で出された意見も反映した第2次素案を同封し、部会員からの意見を求めた。同年8月5日～6日に開催された部会夏季研究集会において第2次素案を報告し、研究討議に付した。試案から第2次素案までに、合計で23人から87件のご意見を頂いた。それらのご意見と対応については、すでに部会のホームページに掲載し、一つ一つのご意見について、どのように対応したかをお知らせしたところである。それら意見を反映して、2019年3月9日の幹事会で原案を決定し、本日総会に提案し採択を求めるものである。この間の部会員の皆様のご意見ご提案ご協力に感謝申し上げます。

### 討議

Q：内容に異論はなく賛成だが、採択された後、どのように広めていくつもりか、考えていることがあればお知らせ頂きたい。また、世に出すときは目次が必要と思われるがどうか？

A：広めていくことは当然必要であると考えているが、具体的な方策は今後の幹事会で検討したい。目次が必要というご意見はごもっともであり、付けるようにしたい。

以上の質疑応答の後、特に異議なく、学校図書館施設設備基準案は全会一致で拍手採択された。

以上で総会は終了した。

## <学習会報告>

### 「図書館における障害を理由とする

### 差別の解消の推進に関するガイドライン」

### 学校図書館版作成に向けて — 報告と意見交換 —

2019年6月8日(土)11時より日本図書館協会2階研修室で、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン・学校図書館版作成に向けて—報告と意見交換会—」の学習会が行われた。発表を行ったのは法政大学兼任講師であり学校図書館部会長の高橋恵美子さんである。学習会参加者は12名だった。

#### I 発表の概要

はじめに、高橋恵美子さんから「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」(以下、「差別解消ガイドライン」とする)の「差別解消ガイドライン学校図書館版」の進行状況の報告と今後の進め方について会場の意見を参考にしたい旨の説明があった。

#### ■経過

「差別解消ガイドライン 学校図書館版」を作成することについては、昨年度の段階で2019年度の事業計画に入れることを決定した。そのため、準備として2018年11月より、人選は部会からと専修大学の野口教授の紹介で始めた。メンバー依頼の段階で、たたき台となる案が必要だろうと、2019年2月から狛江第三小の青木和子さん(昨年度全国図書館大会東京大会の障害者サービスの分科会報告者)とアウトラインをつくる下相談を重ね、3月までに考えたものが、本文1案、2案、3案になる。本文1案は、野口教授の「特別支援教育と学校図書館」(「図書館雑誌」2016年8月号p494-495)をもとにした案。本文2案は、障害者サービス委員会の「差別解消ガイドライン Q&A」(日本図書館協会HPに「差別解消ガイドライン」本体と共に載っている)をもとにした案。本文3案は「差別解消ガイドライン」本体をもとにした案である。これらを野口教授に相談して、本文1案をベースに必要に応じて本文2案、3案を加えていくことに決定した。そうして2019年3月末に大まかなアウトラインと方針ができた。

#### ■構成

タイトルは「「図書館における障害を理由とする差別の解消に関するガイドライン」を学校図書館でいかすために(仮)」とし、方針は、①現場の学校図書館で使うことを考え、具体的に分かりやすい記述とする②公立の小・中・高等学校で取り組むべきことを明示する③特別支援学校で必須のことをあげる、の3つである。特別支援学校については野口氏も前述の記事で「特別支援学校の学校図書館は、小学校・中学校・高等学校に比べて、施設・設備・資料、職員、予算などほとんどの面で厳しい現状におかれている。例えば、学校司書の配置率は13.3%(以下省略)」と書いていて、まずは図書館整備が課題と思われる。アウトラインの理論部分はわかりやすさを考え、必要最小限としたい。障害者サービス委員会の「差別解消ガイドライン」、「ユネスコ学校図書館宣言」、2016年の「学校図書館ガイドライン」3つをおさえない。本文は、合理的配慮に当たる主な取り組みの例5項目、基礎的環境整備に当たる主な取り組み4項目となる。本文では、必要に応じて「差別解消ガイドライン Q&A」及び「差別解消ガイドライン」を参照する。加えて各種の本の紹介を入れる。

#### ■メンバー

このアウトラインをもとに4月から5月にかけて委員の候補者にお声がけをした。部会推薦の玉目恭子(熊本)さんについてはお受けいただけなかったが、次のように決定した。高橋恵美子(学校図

書館部会) 松本美智子(学校図書館部会 神奈川県立生田高等学校学校司書) 青木和子(狛江市立第三小学校学校司書) 入川加代子(鳥取大学付属特別支援学校学校司書) 児島陽子(鳥取県立白兔養護学校学校司書教諭) 生井恭子(東京都立墨東特別支援学校教諭) 山本恵美子(島根県立出雲養護学校学校司書)、以上7名である。

## ■今後の作業について

作業分担を決める。理論部分2名、合理的配慮3名、基礎的環境整備2名、各種本の紹介は全員で当たる、と考えている。また分かりやすくするための工夫として、優先順位を決めてはどうかと考えている。例えば、基礎的環境整備では、読書補助具のリーディングトラッカーがある。昨年の学校図書館部会夏季研究集会熊本大会で、野口教授に学校図書館で取り組むべきことをたくさん教えていただいた。その野口教授からもリーディングトラッカーが、取り組みやすく普及が進んでいると聞いている。リーディングトラッカーは、児童生徒の活動として自作可能で、学校図書館で取り入れやすい。優先順位は、小学校・中学校・高等学校と校種別に考えるのがいいのか、また、特別支援学校については、図書館整備が前提であるが、必須なことを挙げていきたい。

ちなみに、全国学校図書館協議会の「学校図書館調査」は2016年度から2018年度の3年間、差別解消法の取り組みを調査している。その調査項目「スロープの設置」「拡大読書器の設置」「書見台の設置」「大活字図書・点字図書の購入」「館内サインの改善」「対面朗読の実施」「リーディングトラッカーの用意」「研修会の開催」の8項目が優先順位の参考になるかもしれない。2018年度調査では、(取り組みを)「何もしていない」が小学校44.3%、中学校46.1%、高校47.0%となっている。この調査は、3%無作為抽出調査であり、回収率も50%前後である。回答しているのはおそらく、学校図書館に力を入れている学校と考えられるので、実態としては「何もしていない」の割合はもっと多いのではないかと思われる。

## II 意見交換

○高橋：学校図書館として、まず取り組まなければいけないことをガイドラインに示したい。みなさんのご意見を伺いたい。まず最初に取り組むべきことを、1番、2番、3番と意見を出してほしい。

○太田(司会 高崎健康福祉大学)：図書館に来る生徒が支援が必要かどうか、図書館員が知っておく必要がある。オリエンテーション後に「実は難聴だった」と言われたことがある。それなら視覚重視のやり方などもできた。パソコンソフトで、障害をチェックするテストのソフトがある。それを通常学級で全員にすることで、本人や保護者が気づいていない障害が発見できることもある。みなさんの経験から優先順位が見えてくるのではないか。

○仲(京都府立洛北高校)：SLAの調査項目は参考になる。各学校によって必要とするものは違うので、差別解消ガイドラインのチェックリストのようなものがあると、自分の学校で何が必要かを考えられると思う。

堀岡(都立高校)：読書バリアフリー法が成立しているなら理論編に含めてはどうか。野口先生の研究によれば、生徒の中には発達障害・学習障害の生徒が一定割合いる。受験勉強にリーディングトラッカーを使っている子がいた。その方が頭に入る、と。管理職に話したら購入してくれた。特にコーナーを設けるのではなく、ユニバーサルに各机の上に置いている。日本史の勉強でCDで耳から聞いた方が頭に入るという生徒もいた。聞く勉強方法もありだと思った。勉強の仕方それぞれである。スポーツ大会に出ないで図書館で勉強している生徒がいて、校内で問題になった。対応もまずかったと思うが、教員の中にも様々な意見がある。普通科中堅校では、配慮が必要な生徒の場合でも限界があり、他の生徒と同じに扱わざるをえないのではないかとの声もある。

○松本(神奈川県立生田高校)：まずサインを考えている、カラーユニバーサルデザイン。色覚で色が

見えにくい生徒が一定程度いることは分かっているので、できることとして、比較の見やすいサインにしたい。情報の共有も重要だが、あらかじめ色覚・難聴・車いすなどの生徒が来ることを考えて図書館作りをする必要がある

○佐藤（東京大学総合図書館）：教職員全体で研修が重要。要支援の情報共有も必要。図書館施設的にも想定して用意する。国会図書館の音声データ提供の制度がある。加入しておくとか何かあったときに対応できる体制がとれるので加入しておくが良い。

○甫仮（神奈川県立茅ヶ崎高校）：勤務校はインクルーシブのパイロット校で、3年前から始めている。普通の子どもと一緒に活動することが基本。図書館が教室棟と離れて行きづらい校舎の高い階にあり辿り着けない。差別解消法ではできることをしているが、容易に解決できない施設面の問題がある。本県では特別支援学校に図書館としての部屋がなく、かつ学校司書が配置されていない。まず学校図書館を設置し、学校司書の配置が必要。

○高橋：学校特有の問題は、学校図書館版ガイドラインに記述した方がよいと思う。私も経験した。

○岸（杉並区西部教育センター学校支援担当）：学校特有のことがあるので、学校全体を巻き込んだ進め方がいい。特別支援学校のほかに、小学校・中学校内に特別支援学級があることも意識してほしい。障害にもいろいろなタイプがある。視覚障害などはわかりやすいが、発達障害のLD・ADHD・ADSLなどは見えにくいので学校司書も勉強し学校からも正確な情報共有がないと難しい。杉並区学校図書館支援センターに教育図書館がある。障害関係の本や高価なデジ資料などをそろえて各校に貸し出すなど、学校支援センターの活用もあるのではないかな。

○大浦（東京都 中学校図書館ボランティア 元都立高校司書）：現在勤務する学校において、特別支援学級の職員の体制は別枠、職員室も別である。図書館でどう対応するかを考えると情報共有が必要。リーディングトラックは普及している。本校にもあるが利用の状況は見えない。特支学級の担当者から、児童がつくったしおりを置いてほしいといわれ了解した。学校司書を職員集団に位置付け協働できる体制が必要である。

○長谷川（埼玉県立久喜図書館）県立図書館で障害者サービスを担当して2年目である。各学校の教員にバリアフリー読書ツールを普及している。障害者委員会のガイドラインは、障害者差別解消法成立を受けたもの。その前に著作権法の改正があり、37条3項で図書館が自由に障害者に電子資料も含む複写ができるようになった。障害者委員会のガイドラインは学校図書館も対象となっている。読書バリアフリー法は通過の可能性が濃厚、電子資料について議論されている。障害者や関係者の話を聞くと、タブレットなどの機材で解消されることが多くなってきている。読書バリアフリー法通過を前提に作成してはどうか。基礎的環境整備は、図書館の担当者には難しい。読書ツールに集中した方が、できることがはっきり見えると思う。公共図書館の障害者サービスも十分とは言えない。実態として、障害者委員会のガイドラインもできていないケースが多い。学校はさらに条件が厳しい。公共は全国の支援組織がある。サピエ図書館など学校も支援を受けてはどうか。リーディングトラックばかりが先行するという指摘があったが、そのとおり。次にマルチメディアデジがあるが、これは壁があって普及しない。学校図書館が今できることを考えて、具体的なことがいいのではないかな。

○中村（東京都立昭和高校）：施設的なことは担当者レベルではできないが、そういったことは自治体が行うこと、などとしてまとめ、そして担当者としてできること、としてまとめてはどうか。

○太田：サピエ図書館の利用は学校契約だと6万円くらいか。

○長谷川：サピエ図書館、特別支援学校であれば当然だが、学校単独で契約することは考えにくい。普通の学校では難しいだろう。サピエ図書館は個人でも契約できる。障害者とインクルーシブ教育を行っている学校は利用する権利がある。著作権法37条3項では、学校図書館担当者は判断できるが、対象は障害者である。学校現場でテストをして判定するのは危険なので、専門家にも判定をお願いすることになる。その上で個人でも担任でも申請して使うことはできる。

○高橋：読書バリアフリー法について、私が聞いている範囲では、視覚障害者が強く意識されていて、それ以外の学習障害等の記述がないと聞いている。これが成立すると何が変わるのか。

○長谷川：耳で聞くことが有効、例えば、ディスレクシアの方は、目で見えるものと音と合成したものがあるとかなり理解できると聞いている。従来の書籍の音声化は制作に手間も時間も大変かかる、アクセシブルな電子書籍は、そのまま発行と同時に紙でない形で読める。読書バリアフリー法でいろいろな読み方ができるようになる。

○高橋：合理的配慮の取り組みの例、基礎的環境整備の取り組みの例の中で、日常の図書館活動の延長上にあるものがある。情報共有のやりとりや個別支援、貸出期間・冊数の拡大、館内サイン。これらは日常の図書館活動の延長上にあるものである。それと「支援」との間にあるものを、どう整理したら良いのか。なるべくわかりやすくつくるには、優先順位を示す方法なのか、また、チェックリストをつくり、各校で優先順位を決める方法もある。どの方法が良いか。

○太田：去年、大学図書館に文科省から「差別解消法」の関係で調査があった。拡大読書器があるか、など。本学にもあるにはあったが、10数年前に障害のある学生がいたときに買ったもので、もう使えなかった。群馬県では10年以上前から、教職員対象に特別支援関係の研修会を各高校で年1回は必ず開催することになっている。特支学校の先生の話もあるが、民間の支援団体の方の話も大変参考になった。知らないことを知るのでよい。

○中村：研修は重要。知らないことが多い。また、このガイドラインにも、用語の解説など丁寧にあって、知らない人が読んでもわかるようにしてもらえるとありがたい。

○甫仮：インクルーシブの現場では、いろいろなケースがある。知的障害が対象。なかなか言葉がでない。「借りますか」と聞いて答をしばらく待つ、など。司書が話して聞き出す方がよいのか、札を用意して示してもらおうような対応が良いのか、などがある。

○長谷川：特支、支援学級、通常学級、それぞれ違う。関わっている人は、皆それぞれ個別に違う、と言っている。特支学級は増大している。いままで通常学級に行った人が特支に入る傾向である。教室が足りなくて図書室をつぶしているところもある。状況により、本も、図書館にあるより教室にあった方がよいこともある。

○太田：関係図書も多く出ていて、いろいろなケースが載っている。個別の子どもの状況に応じての対応・支援が必要。同時に、本当は通常のコミュニケーションができるのに、支援によってその能力を使わずすんでしまうケースもある。

○高橋：「通常の学級」の「通級による指導」が見えにくいということか。

○長谷川 いちばん救わなければならないのは それにも含まれていないけれども、実は障害があり、本人も保護者も気づいていない、というケース。それが一番見えにくい。学校図書館の担当者もそういう子を気づいてあげるとよい。特支学校は高等部があるが、その高等部には進まず普通の高校に行き、勉強について行けないケースがあると、特支の関係者は言っている。

○高橋：外国にルーツのある子、日本語についての支援が必要な子についても、視野に入れた方がよいのか？

○長谷川：LLブックが代表的。LLブックは、単文でつくる、接続詞を使わない、箇条書き、写真・ピクトグラムで表現、等の作り方のルールがある。日本語が分からなくてもわかりやすい。わかりやすいという点では誰にとっても見やすい・わかりやすいと思う。環境整備につながると思う。

○岸：外国籍の子どもがいた。図書館に来て本を開かない。事情を聞くと、ここにある本はふりがながないから読めない、と言われた。ふりがなの本を探して貸したら喜ばれたが、次の本がみつからず、手書きのふりがなを書いて渡したりもした。個々への対応、子どもに寄り添うことが学校司書の原点、そういうことも念頭に作成してほしい。

○高橋： これからの進め方に参考にしたい。

# 高校図書館の予算について

## 神奈川県・東京都・群馬県・千葉県・埼玉県の場合

高校図書館の予算について、朝日新聞神奈川版に「公費の割合が低い」と取り上げられたことがきっかけで、幹事会の中で自治体によってどれくらい違うのか話題になりました。関東近県だけですが、それぞれ報告していただきました。



### 私費頼み続く県立高図書



県立茅ヶ崎高校の図書室。背表紙のラベルは、取崩し買ったことを示す青が大半で、黒で買ったのはごく一部だ。茅ヶ崎市は町丁制

#### 現場から 統一地方選

茅ヶ崎市で、県立茅ヶ崎高校の図書室。背表紙のラベルは、取崩し買ったことを示す青が大半で、黒で買ったのはごく一部だ。茅ヶ崎市は町丁制

#### 知事選を前に①

### 私学無償化の拡充は即決

県立茅ヶ崎高校(茅ヶ崎市)の図書室に入ると、背表紙に青いラベルのついた本がずらり。とこざとるに赤いつべり。青い生着から集めた私費、赤は公費(共費)で購入したことを示す。公費で購入した本は全体の1割に達しない。

公立茅ヶ崎高校(茅ヶ崎市)の図書室に入ると、背表紙に青いラベルのついた本がずらり。とこざとるに赤いつべり。青い生着から集めた私費、赤は公費(共費)で購入したことを示す。公費で購入した本は全体の1割に達しない。

公立茅ヶ崎高校(茅ヶ崎市)の図書室に入ると、背表紙に青いラベルのついた本がずらり。とこざとるに赤いつべり。青い生着から集めた私費、赤は公費(共費)で購入したことを示す。公費で購入した本は全体の1割に達しない。

一部の私立高では授業の入学費が前年より1割以上増え、この割増が影響したとみられている。横浜市の田淵校長は「同じ県立高と私立高を比べると、県内の公立高(全戸)は1校あたりの図書購入費が年14万8千円。横浜市は県内の市立高(同一)の1.6倍(24万8千円)、私立高(同一)の1.8倍(26万8千円)に比べても少ない。

公立茅ヶ崎高校(茅ヶ崎市)の図書室に入ると、背表紙に青いラベルのついた本がずらり。とこざとるに赤いつべり。青い生着から集めた私費、赤は公費(共費)で購入したことを示す。公費で購入した本は全体の1割に達しない。

公立茅ヶ崎高校(茅ヶ崎市)の図書室に入ると、背表紙に青いラベルのついた本がずらり。とこざとるに赤いつべり。青い生着から集めた私費、赤は公費(共費)で購入したことを示す。公費で購入した本は全体の1割に達しない。

◎この記事は朝日新聞社より掲載許可をいただいています。

**【神奈川県立高校の場合】**

甫仮久美子（神奈川県立茅ヶ崎高校）

全国的な集会等では、たびたび神奈川の高校の図書費（公費）の低さは話題にのぼるところですが、今年度当初にあった選挙にからめて、朝日新聞の記事（地方版）として取りあげられたことで、改めて各方面をザワつかせています。

現在神奈川の県立高校は 144 校、2018 年度の県費図書費の全体予算は 20,387,000 円で、普通科高校には年間 141,000 円（専門学科、総合学科を含む）、中等教育学校には 149,000 円、等となっています。基本的に県費図書費は、図書資料購入に充てるための予算として考えられています。

この金額では年間予算として余りにも少ないのは明白で、雑誌や新聞、消耗品の購入に充てる費用もありません。その不足を補うためにほとんどの学校で、保護者からの徴収金の中から図書費（通称・私費）として一定額の予算が確保されています。

確保の仕方は学校ごとに色々で、生徒 1 人あたり〇〇〇〇円×生徒数として独立しているもの、「教育振興費」など他の名称で集めた予算の中から一定額を図書費としてまわされるものなどがあります。独立予算としては年額 1,200 円～4,800 円（最高）、2,400 円（中央値）を集めている学校が多く、独立以外の予算の学校も含め、私費の年間予算としては 1,300,000 円くらいが平均となっています。

私費の使用範囲も学校ごとに様々で、多くの学校では図書資料、新聞、雑誌の支出に使われ、その他に視聴覚資料や委員会活動費、消耗品等を支出しているところ、その他は図書費以外の他の PTA 予算や、県費（県費図書費以外の）に頼っているところ等があります。

私費の予算は学校ごとに集める金額が違いますので、その差はそのまま生徒対応のサービスの差となってきます。すべての県立高校生が同一のサービスを得られないのは問題であると考え、組合では公費の増額を毎年交渉していますが、県全体の財政状況が厳しいとしてジリジリと減額が続いています。

が、新聞記事として取りあげられたから、ではないと思いますが、2019 年度は全体予算 23,953,000 円、普通科高校 161,000 円、専門学科・総合学科・中等教育学校等には+αの増額もついた、微増の予算が配当されました。

（金額等のデータは、神奈川県高等学校教職員組合・学校司書専門委員会 2018 年度活動報告集から参照）

**【東京都立高校の場合】**

堀岡秀清（東京都立広尾高校）

私は勤続 25 年目ですが、私費会計で図書館用の図書を購入した経験はありません。稀に同窓会費などから図書費がもらえるといったケースも聞きますが、これは公費での予算確保とは全く別の話です。そもそも、都立高校においては私費負担軽減の歴史があります。例えば、1981 年には「私費負担の解消と学校運営の適正化について」という文書が出されています。その淵源には 1960～70 年代の公費化運動の影響もあると思われます。

都立高校の場合、各校の公費の算定根拠には「運営費標準」というものがありました。「運営費標準」とは、課程や規模等を基準に標準的な運営費の総額を算出し、各校の予算を措置するシステムです。校内の予算配分は、各費目の範囲で各校の裁量で決められていました。財政難を理由に一律の予算削減が何年も続き、さらに競争原理に基づいた重点支援予算が次々と導入されていくうちに「運営費標準」は曖昧模糊としたものになってしまいました。今でも有効とは思いますが。加えて 2003 年度からは自律経営推進予算（校長のリーダーシップを発揮できる予算制度）なるものが導入されました。校内の予算配分は各部署から提出された予算要求について、管理職や管理職が任命する教員、経営企画室（事務室）契約担当者等で構成される予算調整会議がヒアリングや調整を行い、自律経営推進予算内で校長が決定

します。

朝日新聞の記事には、都立高校は「109万5千円」と書かれていますが、地方教育費調査票の「図書購入費」は学校図書館用図書だけの金額ではありません。悉皆調査は行われていませんが、都高教・学校図書館職員対策委員会が毎年実施している「予算アンケート2018」（回答率23.9%）の結果をみる限り、図書費の平均額は1,000,000円弱くらいだと思います。もちろん、自律経営推進予算ですので、図書費以外の新聞・雑誌や図書館用品なども含め各校でばらつきがあります。2017年度からは主権者教育推進のため、新聞は全国5紙と東京新聞が別予算で措置されています。これは単年度ごとの継続で、校内予算編成時には措置が決定されていないため、措置されなかった場合も想定して予算要求しなければなりません。また、原則は図書館等、生徒と教職員が閲覧できる場所への配備のはずですが、一部の学校、特に業務委託校では図書館に全紙配備でないケースもあるようです。

図書館用図書費については、概算契約分と学校契約分に分けられます。概算契約というのは、学校経営支援センター（事務センター）で各校の図書費を集約し、地区ごとにグルーピングして競争入札にかけるというシステムです。競争入札の結果、落札した書店の割引率はどの地区でも約20%となります。つまり、資本力のある書店しか落札できません。入札結果は都財務局のホームページで閲覧することができます。発注は5月～1月の月1回で、納品は原則月2回ですが納本率の悪い書店も存在します。学校契約分というのは、概算契約で発注できない月などを埋め合わせるためのもので、各校の判断で3万円～30万円（「予算アンケート2018」）と幅があります。

### 【群馬県立高校の場合】

太田克子（高崎健康福祉大学）

群馬県でも、学校基本調査を毎年、群馬県高等学校教育研究会図書館部会（以下高図研）が行っています。この学校基本調査（今年度は未実施、現在一番新しい調査結果は2017年度決算）によると、県立高校の最高額は1,790,000円（生徒数956名・1,872円/人）で、最低額は（盲学校33,840円を別にすれば）24万6千円（生徒数227名・1,084円/人）でした。私立含平均は673,000円です。加盟校を全て回収できたわけではありませんが、およその目安になります。

ところで、同じ年に「平成29年度学校図書館整備推進に関するアンケート（高等学校）」（2017年9月15日現在）（（公財）文字・活字文化推進機構、（公社）全国学校図書館協議会、（一社）日本新聞協会、学校図書館整備推進会議）も実施されました。その調査結果によると、群馬県の高等学校図書費総額51,475,000円です。学校数64校で割ると、県教委がおおよそ804,000円予算をつけたこととなります。しかし、この金額は高図研の平均金額（県費と私費の合計でかつ平均を押し上げている私立高校も含んでいる）よりも高く、実際私費の補填を受けていながら、県費分の執行に及ばなかったことが伺えます。

因みに、生徒数52,867名（2017年5月1日現在『全国学校総覧2018年版』全国学校データ研究所編原書房より）で、高等学校図書費総額から、生徒一人当たりの図書費は974円ということになります。校内の図書費の決定については、他は分かりませんが私のいた学校では、4月初めに事務室の担当者に図書館予算要求を提出し、校内の予算編成会議で決定した金額を事務室担当者から図書館費（県費消耗品費と私費）として提示されていました。県費備品費（什器や高価な図書）については別途必要に応じて予算要求を提出し検討されます。

しかし、図書館費の定義は学校により区々で「図書館に関わる費用は、図書ラベルも文具も図書館報の印刷費も全て図書館費で支払ってください」という学校もあれば、図書館費をほぼ図書館資料購入費（図書、雑誌、新聞）に充てることができ、その他の図書装備のためのラベル等は学校消耗品でという学校もありました。図書と比べて保存期間の短い新聞・雑誌は、県費でなく私費に振り分ける学校もあり

ました。契約は随意契約です。

群馬県の県立高校の図書費は、およそ生徒数に応じて配分されるようですが、学校により私費の充当等増減があると見られます。

### 【千葉県立高校の場合】

田實智子（千葉県立松戸高校）

千葉県の県立高校の図書費は、30年以上前から公費(県費)のみでした。事務室で確認したところ、私費は保護者の負担軽減のため集められる月額の上限が決まっています、本を買う余裕のある金額ではないとのことでした。

県費は備品費と需用費に分けられています。備品費・需用費ともに「 $a$ 円 +  $b$ 円 × (学級数)」と、学校規模により配分額が決められています。 $a \cdot b$ の値は景気の動向などで変動しますが、令和元年度は、備品費 315,000円 + 19,000円 × (学級数)、需用費 82,000円 + 8,000円 × (学級数)でした。18学級の現任校は、備品費 657,000円・需用費 226,000円となります。比較的規模の大きい27学級の学校でも、備品費 828,000円・需用費 298,000円です。バブル期に勤務していた30学級の学校では備品費だけで100万円以上ありましたが(今年度の場合30学級の備品費は885,000円)、徐々に減額され、震災後にさらに減額されて(その後微増はありましたが)現在に至ります。

図書館用資料は、たとえ300円の文庫本でも備品費から購入しなくてはなりません。「書籍＝県有財産」という考え方なので、もしかしたら「私費を書籍購入に充ててはいけない」という決まりがあるのかもしれない。少なくとも本校では、図書館で登録する資料を寄贈として受け入れることも、(県費である)需用費で購入することも認められていません。

この備品費は図書費という枠で配分されていて、図書館用資料の購入に充てると考えられていますが、中には、その中からブックトラックや図書館用パソコンなどの備品を購入しなければならない場合があるようです。また、校内の他の備品費と融通し合うために減額されている学校がある、という話も聞いたことがあります。

需用費では雑誌など逐次刊行物を購入します。新聞は、図書費から購入している学校と、新聞費(需用費の中に別枠である)から購入している学校があるようです。バブル期は、全額を雑誌(と新聞)の購入に充てている学校が多かったと記憶していますが、最近は大抵の学校が図書館用の消耗品(図書装備用品・館内整備用品や、学校で自由にもらうことのできない紙類や文具類)をここから支出しているようです。

ちなみに千葉県では、一部例外を除き2万円以上を備品扱いとします。図書館館用資料はこの「例外」で、2万円以下でも全てが備品扱いになります。パソコン用のプリンタも全て備品扱いになると聞いています。

### 【埼玉県公立高校の場合】

石黒順子（埼玉県立越ヶ谷高校）

埼玉県には「埼玉県高等学校図書館研究会」として、高校司書と係教諭で組織する公的な機関があります。(県立・市立はすべて所属。私立は有志)そこで毎年、予算・資料数・利用状況について、細かな基本調査が行われ、「埼玉高図研年報」に掲載されます。「年報」には他に高図研の活動報告・各研究専門委員会の活動内容・資料などが載っています。最新号である2019年3月発行の56号のデータの予算部分を抜き出したのが次のページの表です。

回答数は145校で、司書がいる県立・市立高校がすべて回答しています。国立私立校はデータからは除かれています。学級数は平均21クラス、生徒数は平均831.6人です

## 高校図書館白書 ～2018（H30）年度 学校図書館概要～ 白書委員会（円）

	予算公費 A	予算私費 B	予算総額 A+B	(総額のうち) 図書費
平均値	891,700	1,014,300	1,828,700	1,259,700
最大値	3,755,000	7,624,000	9,544,000	4,310,000
最小値	0	0	540,000	354,000

（国立・私立校は除く）

「埼玉高図研年報 56 号」より抜粋

「予算公費」は県から来る県費で、「予算私費」はPTA会費や後援会費などです。「予算総額」から、新聞費・雑誌費・印刷費・事務費などを引いた金額が、純粋に本を買う「図書費」（＝資料費）です。

白書委員会の分析には以下のように書かれています。「公費平均は県全体で 29,600 円の増額で、4 年の連続の増額。一方、私費平均は 10,300 円の減額で、4 年連続の減額となった。全体的に見ると 14,500 円の減額となった。」そして掲載されている最近 15 年間の予算額の変化のグラフを見ても、緩やかに減少しているのが分かります。

埼玉県と神奈川県は、ともに県立高校に行政職の学校司書が配置されていて、調査された公立高校の数が 145 校（埼玉県立高＋市立高）と 144 校（神奈川県立高）でほぼ同じくらいで、組織と規模が似ています。埼玉県は、神奈川県と比較すると公費は多く、私費は少なくなっています。予算総額としては埼玉が多いけれど、その中の純粋な図書費について神奈川ははっきりしてないので、単純に比較することはできません。

いずれにしろ安定した図書予算が、できれば公費で用意されると、より多くの図書館利用につながると思います。

## 県別高校図書館の図書予算（ほぼ 2018 年度）

（円）

	予算公費	予算私費	予算総額
神奈川県	平均 141,000	平均 1,300,000	平均 1,441,000
東京都			およそ 1,000,000
群馬県	総額÷校数 804,000	平均 673,000	平均 1,477,000
千葉県	18 学級 883,000 27 学級 1,126,000	0 0	18 学級 883,000 27 学級 1,126,000
埼玉県	平均 891,700	平均 1,014,300	平均 1,828,700

注) 参照した各資料の「図書費」の定義が異なる場合があるため、この表の数字はおよその状況を示したものである。



## 学校図書館・施設設備基準の策定作業を終えて

中村崇（東京都立昭和高校図書館・副部長）、

先日の部会総会で学校図書館部会学校図書館施設設備基準が採択されました。2012年6月に最初の試案をお送りして以来、多くの皆さんからのご意見ご協力を頂き、そのお陰でまとめることができました。筆者はその担当者の一人でしたので、この機会にこの作業に携わっての感想を記したいと思います。

最初にご意見をお寄せ下さったのは、宮城県名取市の学校司書の皆さんでした。皆さんで読んで下さって、それぞれのご意見のメモを送って下さったのです。試案作成に携わったのは高校の学校司書だったため、小学校や中学校の視点が大変弱く、このときのご意見には大変助けられました、また、一つの地域の学校司書の皆さんが、みんなで読んで意見を出し合っただけで、ということに、この作業への期待が感じられ、力強い声援を頂いた気持ちになりました。

その後も、各地の学校司書の方からぼつりぼつりとご意見が寄せられました。文書でなくても、何かの機会に顔を合わせたときに、「そういえば、施設基準をつくるならこういう内容も書いて欲しい」と話して下さった方もいらっしゃいました。

昨年6月の検討会では、遠方からもご参加を頂き、積極的なご意見ご発言を多数頂きました。また、昨年7月に部会報に同封した第2次素案についても、数名の方からご意見が寄せられ、特に神奈川のある学校司書の方からは、こちらが見落としていた問題点・内容的に不十分な点・整合しない記述・文章が未整理である部分等々多数のご指摘と修正のご提案を頂きました。これも大変ありがたかった。特に、文章の整理や不整合の解消などは、本来は作成者が行わなければいけない作業なのですが、いろいろ修正を加えて変えていくうちに作成者自身が見えなくなっていた問題を、外部の視点でチェックして頂いた上、適切な改善案の提案まで頂けて、助かりました。

この間ご協力・ご支援下さった皆様に、心からお礼申し上げます。

この研究の発端は、何度か述べていますが、2011年の東日本大震災でした。当時の松岡事務局長から、文科省に予算措置を要請する場合の資料として、学校図書館を再建する場合の費用の概算総額を尋ねられたのです。早速作業に取りかかりましたが、まず蔵書数をどのくらいに想定するかで迷いました。文科省基準では今ではもう低すぎる。かといって、SLA基準は理想的ではあるけれどもあまりに現状と離れすぎていてそのまま使ったのでは当局の理解は得られそうにない。幹事会で相談して、蔵書数については（文科省に要請するのに文科省基準を無視するわけにはいかない）文科省基準を採用しつつも、書架については、SLA基準(2000年)を参考に将来の発展を考慮して、文科省基準の2倍程度で算定しました。その後このときの試算がどう使われたのか、はたして実際の予算措置の役にたったのかは分からないのですが。

震災のあと、被災地の学校司書の方からは、ひどい話も聞きました。倒壊した書架の買い換えで、全く同じ物を購入すると言われたので、今度は倒れないような別の物を買って欲しいと要望したところ、「あくまで復旧であり、復旧とは元に戻すことだから、別の物は認められない」と言われたそうです。これは国からの指示なのか、自治体レベルの判断なのか分かりません。それにしても愚かとか言いようがない。

震災関係では、2011年の第40回夏季研究集会では、宮城県立高校司書の安藤祐子さんが、2018年の第47回集会では熊本県立高校司書の秋田倫子さんが、それぞれ被災状況等をご報告下さいました。

この基準でもその教訓の一部は取り入れましたが、はたしてこれで十分だったでしょうか。例えば、両報告に共通した「置物の落下」などは、施設設備の基準からは外れるので入れませんでした。解説部分にでも付記した方がよかったですでしょうか。

そのほか各地の学校司書からも、いろいろ問題事例を伺いました。廊下の一角が図書館なので冷暖房が全然効かない、吹き抜けで暖房が効かない、廊下側が全面ガラス張りでコンビニみたい（しかも面積が大変狭く書架が全く足りない）、司書室が極端に狭い（作業台も置けない）、司書室がない（狭くて作れない）、狭くて書架もテーブルも足りない、木製書架の背板のベニヤが薄すぎて本があたると曲がる、木製書架の棚受けレールが出っ張っている、円形の木製書架の棚板が扇形で使いづらい……。これらはすべて、今回の基準の内容に反映しています。

部会の皆さんも、良かった事例や成功した事例、逆にいろいろご苦勞をされたり、問題事例を身近に見聞きされたりしているのではないのでしょうか。もしよろしければ、そういった事例を、部会にお寄せ下さい。部会報で紹介したり、そのうち、「良い事例集」や、逆の「残念な事例集」など、つくってみたら参考になるのでは、などと思っています。

筆者も3回改築に関わりました。最初に出てきた図面は、どれも問題だらけでした。吹き抜け、キャレルデスクで埋め尽くされてほとんど書架なし、司書室なし、カーペット敷き、書架の位置を考慮しない照明配置、多すぎる窓面等々。職場がまだ民主的な雰囲気だった頃は、校内の話し合いをフィードバックすることができて、改善もできました。最近では、管理職の個性次第でしょうか。管理職が、職員の意見に耳を傾けるタイプのケースでは、かなり良く改善できました。管理職がワンマン・パワハラ体質だと大変です。しかし、何十年も使う施設を、住民の税金でつくる以上、欠陥品にするわけにはいきません。いろいろと意見具申し、要望は通ってそれなりの施設にはなったものの、疎まれてパワハラ的な異動をさせられたこともあります。それでも、正規職員だからこそ、異動程度で済むので意見が言えるのです。これが非正規雇用なら、解雇（更新拒否）の恐れがありますから、言えないかもしれません。民間委託に至っては、そもそも口出し出来る立場にない。管理職も知らない分からない仕事を、校内ただ一人で担当する学校司書は、こういった面からも、正規職員で配置する必要があります。

この基準は一応の完成となりましたが、現場でお使い頂く中で、不十分な点や見直した方がよい点がでてくるかもしれません。その際は、どうぞ部会幹事までお知らせ下さい。随時検討を加え、必要があれば改定していきたいと考えています。

今後も、学校図書館部会の活動にどうぞ協力下さいますよう、お願いいたします。



## 部会からのお知らせ

### NEW

#### ◎2019年度夏季研究集会にご参加下さい

2019年度夏季研究集会は、8月7日(水)～8日(木)に、東京(法政大学市ヶ谷キャンパス)で、「学校図書館から考える情報の信頼性—インターネット。新聞。ニュース……時事的な情報とどう向き合うか—」のテーマで開催します。開催要項は部会報前号に同封しました。また、部会ホームページにも掲載されています。当日会場で参加申込の受付もいたしますので、その場合は当日直接会場にお越しの上、受付で当日受付をお申し出下さい。夏季研究集会への皆様のご参加をお願いいたします。

### NEW

#### ◎「学校図書館施設設備基準」ができました

2011年に最初の試案を皆様にお送りしてから、多くの方からたくさんの貴重なご意見を頂き、お陰様でこのような形にまとめることができました。この間ご協力頂いた皆様に心からお礼申し上げます。採択された基準は、この部会報に同封いたします。また、部会ホームページにも掲載いたしますので、どうぞご活用下さい。なお、内容を変更せず、かつ営利を目的としない範囲であれば、全部又は一部の複製は自由です。お気軽にご活用下さい。

#### ◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス(gakutobukai@jla.or.jp)宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1)氏名(本名)(2)日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています)(3)所属(ない方は不要)(4)メールアドレスをお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

#### ◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

#### ◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。その際は部会連絡先または各幹事までご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

#### ◎研究会・集会・イベント等の開催情報掲載

各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望等お問い合わせは、部会連絡先にご連絡下さい。なお、次号の発行は2019年11月頃、次々号は2020年3月頃を予定しています。

#### ◎ホームページをご覧下さい

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。  
→ <http://www.jla.or.jp/school/index.html>

#### ◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いたします。